

第一  
部  
  
行  
政  
組  
織  
編

昭和十三年一月十一日

〔一一一〕 勅令第七号

厚生省官制

第一条 厚生大臣ハ国民保健、社会事業及労働ニ関スル事務ヲ管理ス

第二条 厚生省ニ左ノ五局ヲ置ク

体力局

衛生局

予防局

社会局

労働局

第三条 体力局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 体力向上ノ企画ニ関スル事項

二 体力向上ノ施設ニ関スル事項

三 体力調査ニ関スル事項

四 妊産婦、乳幼児及児童ノ衛生ニ関スル事項

第四条 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 衣食住ノ衛生ニ関スル事項

二 衛生指導ニ関スル事項

三 医事及薬事ニ関スル事項

四 其ノ他国民保健ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ

第五条 予防局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 伝染病、地方病其ノ他ノ疾病ノ予防ニ関スル事項

二 検疫ニ関スル事項

三 精神病ニ関スル事項

四 民族衛生ニ関スル事項

第六条 社会局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 社会福祉施設ニ関スル事項

二 救護及治療ニ関スル事項

三 軍事扶助ニ関スル事項

四 母子及児童ノ保護ニ関スル事項

五 其ノ他社会事業ニ関スル事項

六 職業ノ紹介其ノ他労働ノ需給ニ関スル事項

第七条 労働局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 労働条件ニ関スル事項

二 工場及鉱山ニ於ケル労働衛生ニ関スル事項

三 国際労働事務ニ関スル統轄事項

四 其ノ他労働ニ関スル事項

第八条 厚生省ニ労働局参与十五人以内ヲ置キ労働局ノ局務ニ参与セシム

労働局参与ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁勅任官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル参与ノ任期ハ三年トス但シ

特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

参与ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第九条 厚生書記官ハ専任十六人ヲ以テ定員トス

第十条 厚生省ニ事務官専任二十五人及理事官専任三人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十一条 厚生省ニ技師専任三十一人ヲ置ク奏任トス但シ内一人ヲ勅任ト為スコトヲ得

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十二条 厚生省ニ体育官専任五人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ  
体育運動ニ関スル事務ヲ掌ル

第十三条 厚生属ハ専任百二十一人ヲ以テ定員トス

第十四条 厚生省ニ技手専任二十四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ  
承ケ技術ニ従事ス

第十五条 厚生省ニ体育官補専任五人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ  
承ケ体育運動ニ関スル事務ニ従事ス

第十六条 厚生省ニ工場監督官、鉱務監督官及調停官ヲ置キ書記官、  
事務官、理事官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

工場監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ工場法施行鉱業及砂鉱業以外ノ事業  
ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行並ニ工場法ノ適用ヲ受クル工  
場ニ於ケル退職金及退職積立金及退職手当法施行ニ関スル事務ヲ  
掌ル

鉱務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鉱夫ニ関スル事務、鉱山ニ於ケル勞  
働衛生ニ関スル事務、鉱山及砂鉱業ニ於ケル工業労働者最低年齢  
法施行ニ関スル事務並ニ鉱業法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル退職  
積立金及退職手当法施行ニ関スル事務ヲ掌ル調停官ハ上官ノ命ヲ  
承ケ労働争議調停ニ関スル事務ヲ掌ル

第十七条 厚生省ニ工場監督官補、鉱務監督官補及調停官補ヲ置キ  
属又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

工場監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行、鉱業及砂鉱業以外  
ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行並ニ工場法ノ適用ヲ受  
クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手当法施行ニ関スル事務ニ従  
事ス

鉱務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鉱夫ニ関スル事務、鉱山ニ於ケ  
ル労働衛生ニ関スル事務、鉱業及砂鉱業ニ於ケル工業労働者最低

年齢法施行ニ関スル事務並ニ鉱業法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル  
退職積立金及退職手当法施行ニ関スル事務ニ従事ス  
調停官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ労働争議調停ニ関スル事務ニ従事ス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
社会局制ハ之ヲ廃止ス

昭和十三年一月十二日（官報彙報）

（一―二） 厚生省分課規程左ノ通定メ昨十一日ヨリ施行セリ

厚生省分課規程

#### 大臣官房

##### 秘書課

一 官吏ノ進退身分及賞罰ニ関スル事項

一 官吏ノ服務ニ関スル事項

一 恩給ニ関スル事項

一 叙位叙勲及褒賞ニ関スル事項

一 儀式礼典ニ関スル事項

一 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ関スル事項

一 機密ニ関スル事項

##### 文書課

一 文書ノ接受、発送、編纂及保存ニ関スル事項

一 成案文書ノ審査及進達ニ関スル事項

一 官報掲載ニ関スル事項

一 統計ノ編纂及報告ニ関スル事項

一 函書ノ分類及管理ニ関スル事項

- 一 資源ノ調査及統制運用計画ニ関スル統轄ノ事項
- 一 各局課ノ主管ニ屬セザル事項

會計課

- 一 一般会計及特別會計ニ関スル經費及諸收入ノ予算決算並ニ會計ニ

關スル事項

- 一 本省所管會計ノ監督ニ関スル事項
- 一 国有財産及物品ニ関スル事項
- 一 營繕ニ関スル事項
- 一 省中取締ニ関スル事項
- 一 備人ノ進退及監督ニ関スル事項

体力局

企画課

- 一 体力向上ノ企画ニ関スル事項
- 一 体力調査ニ関スル事項
- 一 妊産婦、乳幼児及児童ノ衛生ニ関スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル事項

体育課

- 一 体育運動ノ調査研究及指導ニ関スル事項
- 一 体育運動指導者ノ教養ニ関スル事項
- 一 体育運動団体ニ関スル事項
- 一 其ノ他体育運動ニ関スル事項

施設課

- 一 国立公園其ノ他公園ニ関スル事項
- 一 体力向上施設ニ関スル事項

衛生局

保健課

- 一 水道及下水道ニ関スル事項
- 一 飲食物及飲料水ニ関スル事項
- 一 屠畜及屠場ニ関スル事項

指導課

- 一 清掃衛生ニ関スル事項
- 一 鉱泉場、海水浴場、療養地等ニ関スル事項
- 一 衛生技術員ノ教養ニ関スル事項
- 一 衛生統計ニ関スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル国民保険ニ関スル事項

指導課

- 一 保健所ニ関スル事項
- 一 栄養ノ改善ニ関スル事項
- 一 衣服、住宅ノ改良及住宅ノ供給ニ関スル事項
- 一 其ノ他衛生指導ニ関スル事項

医務課

- 一 医師、歯科医師、産婆及療属ニ関スル事項
- 一 薬剤師、製薬者及薬種商ニ関スル事項
- 一 医師会、歯科医師会及薬剤師会ニ関スル事項
- 一 医師試験、歯科医師試験及薬剤師試験ニ関スル事項
- 一 診療所及歯科診療所ニ関スル事項
- 一 薬品、売薬及売薬部外品ニ関スル事項
- 一 阿片及麻薬ニ関スル事項
- 一 毒物、劇物其ノ他有害物ニ関スル事項
- 一 薬草栽培及製薬奨励ニ関スル事項
- 一 其ノ他医事及薬事ニ関スル事項

予防局

優生課

- 一 民族衛生に關スル事項
- 一 精神病に關スル事項
- 一 慢性中毒ニ關スル事項
- 一 脚氣、瘧其ノ他慢性病ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル事項
- 予防課
  - 一 結核、「トラホーム」、癩、花柳病其ノ他慢性伝染病ニ關スル事項
  - 一 寄生虫病、原虫病及地方病ニ關スル事項
- 防疫課
  - 一 急性伝染病ニ關スル事項
  - 一 海港検疫及航空検疫ニ關スル事項
  - 一 痘苗、血清其ノ他細菌学的予防治療品ニ關スル事項
- 社会局
  - 保護課
    - 一 救護及治療ニ關スル事項
    - 一 罹災救助ニ關スル事項
    - 一 社会事業ノ助成ニ關スル事項
    - 一 方面委員ニ關スル事項
    - 一 社会事業統計ニ關スル事項
    - 一 恩賜財団済生会ニ關スル事項
    - 一 他課ニ屬セザル社会事業ニ關スル事項
  - 福利課
    - 一 公益質屋ニ關スル事項
    - 一 公設ノ市場、宿泊所其ノ他社会福利施設ニ關スル事項
    - 一 地方改善ニ關スル事項

- 一 協和事業ニ關スル事項
- 一 低利資金融通ニ關スル事項
- 児童課
  - 一 母子保護ニ關スル事項
  - 一 少年教護ニ關スル事項
  - 一 児童虐待防止ニ關スル事項
  - 一 其ノ他母性及児童ノ保護ニ關スル事項
- 職業課
  - 一 職業紹介制度ノ調査ニ關スル事項
  - 一 失業ノ救済及防止ニ關スル事項
  - 一 失業者更生訓練ニ關スル事項
  - 一 国民登録制度ノ調査ニ關スル事項
- 労働局
  - 勞政課
    - 一 一般労働政策ニ關スル事項
    - 一 労働争議ニ關スル事項
    - 一 労働運動其ノ他労働事情ノ調査ニ關スル事項
    - 一 他課ノ主管ニ屬セザル労働ニ關スル事項
  - 勞務課
    - 一 國際労働ニ關スル事項
    - 一 労働者災害扶助法ノ施行ニ關スル事項
    - 一 労働者ノ福利ニ關スル事項
  - 監督課
    - 一 工場法ノ施行ニ關スル事項
    - 一 工業労働者最低年齢法ノ施行ニ關スル事項
    - 一 鉱夫ニ關スル事項

- 一 鉱業及砂鉱業ニ於ケル労働衛生ニ関スル事項
- 一 退職積立金及退職手当法ノ施行ニ関スル事項
- 一 其ノ他労働者保護ニ関スル事項

臨時軍事援護部

軍事扶助課

- 一 軍事扶助法ノ施行ニ関スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル軍事扶助ニ関スル事項

傷兵保護課

- 一 傷兵院法ノ施行ニ関スル事項
- 一 傷兵軍人ノ療養ニ関スル事項
- 一 傷兵軍人ノ職業保護ニ関スル事項
- 一 其ノ他傷兵軍人ノ保護ニ関スル事項

労務調整課

- 一 軍需労務ノ需給調整其ノ他職業紹介ニ関スル事項
- 一 入営者職業保障法ノ施行ニ関スル事項
- 一 帰郷軍人ノ職業保護ニ関スル事項

昭和十三年一月十五日

〔一一三〕 勅令第三十六号

傷兵軍人保護対策審議会官制

第一条 傷兵軍人保護対策審議会ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問

ニ応ジテ傷兵ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ノ保護対策ニ関スル

重要事項ヲ調査審議ス

審議会ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 審議会ハ会長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長ハ厚生大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四条 会長ハ会務ヲ總理ス

会長事故アルトキハ厚生大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 審議会ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 審議会ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年二月一九日

〔一一四〕 勅令八五号

企画審議会官制

第一条 企画審議会ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ応ジテ

平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充運用ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

企画審議会ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 企画審議会ハ總裁一人、副總裁一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副總裁ハ企画院總裁ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 總裁ハ会務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ヲ輔佐シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 企画審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ企画院次長ヲ以テ之ニ充ツ總裁及副總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 企画審議會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

資源審議會官制及中央經濟會議官制ハ之ヲ廃止ス

昭和十三年四月十八日

〔一一五〕 勅令第二百五十七号

臨時厚生省ニ職業部ヲ設置スルノ件

第一條 職業ノ紹介、失業ノ救済其ノ他勞務ノ需給ニ関スル事務ヲ掌ラシムル為臨時厚生省ニ職業部ヲ置ク

第二條 厚生省ニ臨時左ノ職員ヲ置キ職業部ニ屬セシム

部長 一人 勅任

書記官 專任二人

事務官 專任一人

理事官 專任三人

技師 專任二人

屬 技手 專任十四人

第三條 部長ハ厚生大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第四條 職業紹介ノ連絡統制ニ関スル事務ニ従事セシムル為厚生省

ニ職業官ヲ置キ職業部ニ屬セシム

職業官ハ事務官又ハ理事官ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年四月十八日

〔一一六〕 勅令第二百五十八号

傷兵保護院官制

第一條 傷兵保護院ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ軍人又ハ之ニ準ズベキ

者トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疫病ニ罹リタル

者（傷痍軍人）ノ療養、職業保護其ノ他ノ保護ニ関スル事務ヲ掌

ル

第二條 傷兵保護院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁 親任

副總裁 一人 勅任

局長 二人 勅任

秘書官 一人 奏任

書記官 專任五人 奏任

事務官 專任五人 奏任

理事官 專任五人 奏任  
技師 專任十人 奏任

屬  
技手 專任九十人 判任

總裁ハ名譽官トス

秘書官ハ書記官又ハ事務官ヲシテ之ヲ兼ネシム

第三条 前条ノ職員ノ外厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第四条 傷兵保護院ニ總裁官房及左ノ二局ヲ置ク

計画局

業務局

總裁官房ニ於テハ人事、文書及會計ニ関スル事務並ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル

計画局ニ於テハ保護事業ノ企画及工営ニ関スル事務並ニ業務局ノ主管ニ屬セザル保護事業ニ関スル事務ヲ掌ル

業務局ニ於テハ療養及職業補導、就職援護其ノ他ノ職業保護ニ関スル事務ヲ掌ル

第五条 傷兵保護院ニ顧問五人以内ヲ置キ傷痍軍人ノ保護ニ関スル重要事項ニ参画セシム

顧問ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

第六条 傷兵保護院ニ参与十五人以内ヲ置キ院務ニ参与セシム  
参与ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各庁勅任官又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル参与ノ任期ハ三年トス但シ

特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第七条 傷兵保護院ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第八条 總裁ハ厚生大臣ノ監督ヲ受ケ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第九条 副總裁ハ總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第十条 局長ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第十一条 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ関スル事務ヲ掌ル

第十二条 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十三条 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十四条 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十五条 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年四月十九日(官報彙報)

八一七 厚生省分課規程中左ノ通改正シ昨十八日ヨリ施行セリ

厚生省分課規程中改正

社会局ノ部中職業課ノ項ヲ削ル

労働局ノ部ノ次ニ左ノ一部ヲ加フ

職業部

職業課

一 入営者職業保障法ノ施行ニ関スル事項

一 職業適性ノ研究ニ関スル事項



- 一 国民登録制ニ関スル事項
- 一 失業ノ救済ニ関スル事項
- 一 他課ノ主管ニ属セザル事項

監理課

- 一 職業紹介所ノ監理ニ関スル事項
- 一 職業紹介所職員ノ養成ニ関スル事項
- 一 職業紹介委員会ニ関スル事項

紹介課

- 一 職業紹介所ノ業務及職業紹介ノ連絡統制ニ関スル事項
- 一 私営職業紹介事業ニ関スル事項
- 一 労務供給事業及労務者ノ募集ニ関スル事項
- 臨時軍事援護部ノ部ヲ左ノ如ク改ム

臨時軍事援護部

軍事扶助課

- 一 軍事扶助法ノ施行ニ関スル事項
- 一 其ノ他軍事援護ニ関スル事項

昭和十三年四月十九日（官報彙報）

〔一一八〕 傷兵保護院分課規程左ノ通定メ昨十八日ヨリ施行セリ

傷兵保護院分課規程

第一条 總裁官房ニ左ノ一課ヲ置ク

総務課

第二条 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人事ニ関スル事項

- 二 總裁及副總裁ノ官印並ニ院印ノ管守ニ関スル事項

三 文書ノ接受及発送ニ関スル事項

四 文書ノ編纂及保管ニ関スル事項

五 經費及諸收入ノ予算決定並ニ會計ニ関スル事項

六 統計ニ関スル事項

七 他ノ局課ノ主管ニ属セザル事項

第三条 計画局ニ左ノ三課ヲ置ク

計画課

指導課

工営課

第四条 計画課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 傷痍軍人保護事業ノ企画調査ニ関スル事項

二 傷兵院法ノ施行ニ関スル事項

三 傷痍軍人保護施設ノ監察ニ関スル事項

四 傷痍軍人保護団体ノ助成監督ニ関スル事項

五 身上相談ニ関スル事項

六 他ノ局課ノ主管ニ属セザル保護事業ニ関スル事項

第五条 指導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 傷痍軍人ノ指導教化ニ関スル事項

二 傷痍軍人ノ優遇表彰ニ関スル事項

三 一般国民ノ教化ニ関スル事項

四 育英助成ニ関スル事項

第六条 工営課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 營繕ニ関スル事項

第七条 業務局ニ左ノ三課ヲ置ク

業務課

補導課

医療課

第八条 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 雇用制度ニ関スル事項

二 職業指導ニ関スル事項

三 作業設備及作業方法ノ改善ニ関スル事項

四 介護要具ニ関スル事項

五 他課ノ主管ニ属セザル事項

第九条 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業再教育ニ関スル事項

二 職業再訓練ニ関スル事項

三 義肢及作業補助具ニ関スル事項

第十条 医療課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 医療ニ関スル事項

昭和十三年五月四日

〔一一九〕 勅令三一九号

国家総動員審議会官制

第一条 国家総動員審議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ關係各大臣

ノ諮問ニ応ジテ国家総動員法第五十条第一項ノ事項ヲ調査審議ス

国家総動員審議会ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ

得

第二条 国家総動員審議会ハ總裁一人、副總裁一人及委員五十人以

内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコト

ヲ得

第三条 總裁ハ内閣総理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副總裁ハ企画院總裁ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ關係各庁高等官、貴

族院議員、衆議院議員及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ

命ズ

第四条 總裁ハ会務ヲ総理ス

副總裁ハ總裁ヲ輔佐シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五条 国家総動員審議会ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ企画院次長ヲ以テ之ニ充ツ總裁及副總裁ノ指揮ヲ承ケ庶

務ヲ掌理ス

幹事ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮

ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 国家総動員審議会ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ昭和十三年五月五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年五月九日（官報彙報）

〔一一一〇〕 商工省分課規程中左ノ通改正シ今九日ヨリ施行ス

商工省分課規程中改正

第十條中「工政課、工業課、工務課、監督課及地方課」ヲ「纖維工

業課、機械工業課、化学工業課及工業組合課」ニ改ム

第十一條 纖維工業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 纖維工業ニ関スル事項

二 纖維工業試験所ニ関スル事項

- 三 工業行政上諸般ノ調査ニ関スル事項
  - 四 国産品ノ使用奨励其ノ他国産振興ニ関スル事項
  - 五 工業資金ノ調整ニ関スル事項
  - 六 輸出品ノ製造取締ニ関スル事項
  - 七 工業ニ関スル地方試験研究指導機關ノ整備充実及指導ニ関スル事項
  - 八 其ノ他一般工業政策ニ関スル事項
  - 九 他課ノ主掌ニ屬セザル事項
- 第十二条 機械工業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 自動車製造事業法ノ施行ニ関スル事項
  - 二 工作機械製造事業法ノ施行ニ関スル事項
  - 三 度量衡法ノ施行其ノ他度量衡及計量ニ関スル事項（度量衡器及計量器ノ検定、比較検査及試験ヲ除ク）
  - 四 機械工ノ養成ニ関スル事項
  - 五 工業用機械ノ貸与ニ関スル事項
  - 六 機械試験所及機械工養成所ニ関スル事項
  - 七 其ノ他機械工業ニ関スル事項
- 第十三条 化学工業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 瓦斯事業法ノ施行ニ関スル事項
  - 二 重要化学工業ノ助成ニ関スル事項
  - 三 代用品工業ノ振興ニ関スル事項
  - 四 工芸振興ニ関スル事項
  - 五 工業試験所、陶磁器試験所及工芸指導所ニ関スル事項
  - 六 其ノ他化学工業及雑工業ニ関スル事項
- 第十三条ノ二 工業組合課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 工業組合其ノ他工業上ノ団体ニ関スル事項

- 二 中小工業製品ノ高級化其ノ他中小工業ニ於ケル技術ノ改良ニ関スル事項
  - 三 下請工業ノ助成其ノ他工業ノ地方化ニ関スル事項
  - 四 地方特殊工業ノ助成ニ関スル事項
  - 五 工業ニ関スル地方検査所ニ関スル事項
  - 六 其ノ他中小工業ノ統制及助長ニ関スル事項
- 第十三条ノ三ヲ削ル

昭和十三年六月二十九日

〔一一一一〕 勅令第四百五十三号

職業紹介委員会官制

第一条 職業紹介委員会ハ中央職業紹介委員会及道府県職業紹介委員会トス

員会トス

中央職業紹介委員会ハ厚生大臣、道府県職業紹介委員会ハ地方官ノ監督ニ屬ス

委員会ハ職業紹介法第三条ニ規定スル事業ニ関シ関係行政庁ノ諮問ニ応ジ意見ヲ開申ス

委員会ハ職業紹介法第三条ニ規定スル事業ニ関シ関係行政庁ニ建議スルコトヲ得

第二条 中央職業紹介委員会ハ厚生省ニ之ヲ置ク

道府県職業紹介委員会ハ道府県毎ニ之ヲ置キ道府県ノ名ヲ冠ス

第三条 委員会ハ会長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 中央職業紹介委員会ノ会長ハ厚生大臣、道府県職業紹介委員会ノ会長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 中央職業紹介委員会ノ委員ハ二十人以内トス

道府県職業紹介委員会ノ委員ノ定数ハ厚生大臣之ヲ定ム

前二項ノ定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六条 中央職業紹介委員会ノ委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

道府県職業紹介委員会ノ委員及臨時委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ

委員中ニハ使用者側ヲ代表シ得ル者及労務者側ヲ代表シ得ル者ヲ各同数加フルコトヲ要ス

第七条 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第八条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ中央職業紹介委員会ニ在リテハ厚生大臣ノ指名スル委員、道府県職業紹介委員会ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員長ノ職務ヲ代理ス

第九条 委員会ニ幹事ヲ置ク中央職業紹介委員会ノ幹事ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ道府県職業紹介委員会ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十条 委員会ニ書記ヲ置ク中央職業紹介委員会ノ書記ハ厚生大臣、道府県職業紹介委員会ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ

書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

#### 附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年勅令第二百八十一号職業紹介委員会官制ハ之ヲ廃止ス

昭和十三年七月十六日公布

（一―一二） 勅令第五百七号

#### 失業対策委員会官制

第一条 失業対策委員会ハ中央失業対策委員会及道府県失業対策委員会トス

中央失業対策委員会ハ厚生大臣、道府県失業対策委員会ハ地方長官ノ監督ニ属ス

中央失業対策委員会ハ厚生大臣、道府県失業対策委員会ハ地方長官ノ諮問ニ応ジ支那事変ニ伴フ失業対策ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

第二条 中央失業対策委員会ハ厚生省ニ之ヲ置ク

道府県失業対策委員会ハ厚生大臣ノ指定スル道府県毎ニ之ヲ置キ道府県ノ名ヲ冠ス

第三条 委員会ハ会長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 中央失業対策委員会ノ会長ハ厚生大臣、道府県失業対策委員会ノ会長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 中央失業対策委員会ノ委員ハ四十人以上トシ道府県失業対策委員会ノ委員ハ三十人以上トス

前項ノ定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六条 中央失業対策委員会ノ委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

道府県失業対策委員会ノ委員及臨時委員ハ地方長官之ヲ命ズ

第七条 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第八条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ中央失業対策委員会ニ在リテハ厚生大臣ノ指

名スル委員、道府県失業対策委員会ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員会長ノ職務ヲ代理ス

第九条 委員会ニ幹事ヲ置ク中央失業対策委員会ノ幹事ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ道府県失業対策委員会ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十条 委員会ニ書記ヲ置ク中央失業対策委員会ノ書記ハ厚生大臣、道府県失業対策委員会ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ

書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年八月二日

〔一一一三〕 厚生省告示第百七号

道府県失業対策委員会ヲ置クベキ道府県

失業対策委員会官制第二条第二項ノ規定ニ依リ道府県失業対策委員会ヲ置クベキ道府県左ノ通指定ス

|     |     |     |      |     |     |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 東京府 | 京都府 | 大阪府 | 神奈川縣 | 兵庫縣 | 新潟縣 |
| 埼玉縣 | 愛知縣 | 静岡縣 | 宮城縣  | 福島縣 | 秋田縣 |
| 石川縣 | 富山縣 | 岡山縣 | 広島縣  | 山口縣 | 福岡縣 |

昭和十三年九月二十二日

〔一一一四〕 勅令第六百五十一号

臨時商工省ニ転業対策部ヲ設置スルノ件

第一条 物資需給調整ニ伴フ産業ノ維持及転換ニ関スル事務ヲ掌ラシムル為臨時商工省ニ転業対策部ヲ置ク

第二条 商工省ニ臨時左ノ職員ヲ置キ転業対策部ニ属セシム

部長 一人 勅任

書記官 專任二人

事務官 專任七人

理事官 專任二人

技師 專任三人

属 專任十三人

技手 專任六人

第三条 商工省ニ転業対策部参与ヲ置キ部務ニ参与セシム

転業対策部参与ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各庁勅任官又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル参与ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四条 部長ハ商工大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理スル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年九月二十三日

〔一一一五〕 商工省分課規程中左ノ通改正シ昨二十二日ヨリ施行セリ

商工省分課規程中改正

第二十五条 転業対策部ニ総務課、調整課及指導課ヲ置ク

第二十六条 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 産業ノ維持及轉換ニ関スル諸般ノ調査ニ関スル事項
- 二 産業ノ維持及轉換ニ関スル計画ノ設定ニ関スル事項
- 三 産業ノ維持及轉換ニ関スル計画実施ノ連絡ニ関スル事項
- 四 産業ノ維持及轉換ニ関スル地方相談機関ノ指導及監督ニ関スル事項

五 他課ノ主掌ニ属スザル事項

第二十七条 調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 産業ノ維持及轉換ノ為必要ナル注文ノ配分調整ニ関スル事項
- 二 産業ノ維持及轉換ノ為必要ナル物資ノ配給斡旋ニ関スル事項

第二十八条 指導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 産業ノ維持及轉換ノ為必要ナル資金ノ融通ニ関スル事項
- 二 産業ノ維持及轉換ニ関スル助成金ニ関スル事項
- 三 産業轉換ノ為必要ナル技術ノ指導ニ関スル事項

昭和十三年十月五日

〔一一一六〕 勅令第六百六十七号

臨時厚生省ニ失業対策部ヲ設置スルノ件

第一条 支那事変ニ伴フ失業者ノ救済等ノ失業対策ニ関スル事務ヲ掌ラシムル為臨時厚生省ニ失業対策部ヲ置ク

第二条 厚生省ニ臨時左ノ職員ヲ置キ失業対策部ニ属セシム

部長

書記官 専任二人

事務官 専任四人

属 専任二十二人

部長ハ厚生省職業部長ヲ以テ之ニ充ツ

第三条 部長ハ厚生大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス  
附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年十月六日(官報彙報)

〔一一一七〕 厚生省分課規程中左ノ通改正シ昨五日ヨリ施行セリ

厚生省分課規程中改正

職業部ノ部ノ次ニ左ノ一部ヲ加フ

失業対策部

総務課

- 一 失業状況ノ查察ニ関スル事項
- 一 失業対策ノ企画ニ関スル事項
- 一 失業対策委員会ニ関スル事項
- 一 他課ノ主管ニ属セザル事項

転職課

- 一 予備登録ニ関スル事項
- 一 転職指導ニ関スル事項
- 一 解雇及雇入ノ調整ニ関スル事項
- 事業課
- 一 職業補導施設ニ関スル事項
- 一 授産及内職ノ施設ニ関スル事項
- 一 其ノ他救済施設ニ関スル事項

昭和十四年五月二十九日

〔一〇一八〕 勅令第三四二号

工場事業場技能者養成委員会官制

第一条 工場事業場技能者養成委員会ハ厚生大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者ノ養成ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

第二条 委員会ハ会長一人及委員三〇人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ厚生大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 委員会ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 委員会ニ書記ヲ置ク厚生大臣ノ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年六月十六日

〔一〇一九〕 勅令第三百八十八号

臨時商工省ニ振興部ヲ設置スルノ件

第一条 中小商工業ノ統制及助長、物資需給調整ニ伴フ産業ノ維持及転換其ノ他中小商工業ノ振興ニ関スル事務ヲ掌ラシムル為臨時商工省ニ振興部ヲ置ク

第二条 商工省ニ臨時左ノ職員ヲ置キ振興部ニ属セシム

部長 一人 勅任

書記官 専任二人

事務官 専任十五人

理事官 専任二人

技師 専任五人

属 専任三十三人

技手 専任十二人

第三条 商工省ニ振興部参与ヲ置キ部務ニ参与セシム  
振興部参与ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁勅任官又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル参与ノ任期二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四条 部長ハ商工大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年勅令第六百五十一号ハ之ヲ廃止ス

昭和十四年六月三十日迄ハ第二条ノ規定ニ拘ラズ属ハ専任二十九人ヲ以テ定員トス

昭和十四年六月十六日

〔一一二〇〕 勅令第三百八十六号

商工省官制改正

第一条 商工大臣ハ商、工、鉱山及地質並ニ度量衡及計量ニ関スル事務ヲ管理ス

第二条 商工省ニ左ノ七局ヲ置ク

総務局

鉱産局

鉄鋼局

化学局

機械局

繊維局

監理局

第三条 総務局ニ於テハ物資ノ生産及配給ノ綜合計画ノ設定其ノ他

重要商工政策ノ綜合調整ニ関スル事務ヲ掌ル

第四条 鉱産局ニ於テハ他ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外鉱物及金

属ニ関スル事務ヲ掌ル

第五条 鉄鋼局ニ於テハ鉄鉱及鉄鋼ニ関スル事務ヲ掌ル

第六条 化学局ニ於テハ他ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外化学工業

品其ノ他工業品ニ関スル事務ヲ掌ル

第七条 機械局ニ於テハ機械並ニ度量衡及計量ニ関スル事務ヲ掌ル

第八条 繊維局ニ於テハ繊維工業品ニ関スル事務ヲ掌ル

第九条 監理局ニ於テハ保険ニ関スル事務及他ノ主管ニ属スルモノ

ヲ除クノ外商事ニ関スル事務ヲ掌ル

第十条 商工省ニ地質調査所ヲ置キ地質調査ニ関スル事務ヲ掌ラシム

地質調査所長ハ商工技師ヲ以テ之ニ充ツ

第十一条 商工省ニ中央度量衡検定所ヲ置キ度量衡器及計量器ノ検

定、比較検査及試験ニ関スル事務ヲ掌ラシム

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡検定所ノ支部ヲ設ケ中央

度量衡検定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

中央度量衡検定所長ハ商工技師、支部長ハ商工技師又ハ商工技手

ヲ以テ之ニ充ツ

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡検定所ノ出張所又ハ中央

度量衡検定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

第十二条 商工書記官ハ専任十二人ヲ以テ定員トス

第十三条 商工省ニ商工事務官専任二十一人及商工理事官専任五人

ヲ置ク

商工事務官及商工理事官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工省ノ事務

ヲ掌ル

第十四条 商工省ニ統計官専任二人ヲ置ク

統計官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工統計ヲ掌ル

第十五条 商工省ニ保険事務官専任五人ヲ置ク

保険事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ保険ニ関スル事務ヲ掌ル

第十六条 商工省ニ度量衡事務官専任一人ヲ置ク

度量衡事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ度量衡及計量ニ関スル事

務ヲ掌ル

第十七条 商工省ニ工業組合事務官専任二人ヲ置ク

工業組合事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ工業組合ニ関スル事務

ヲ掌ル

第十八条 商工省ニ商工技師専任五十四人ヲ置ク

商工技師ハ奏任トス但シ内三人以内ヲ勅任ト為スコトヲ得

商工技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル



第十九条 商工属ハ専任百二十三人ヲ以テ定員トス

第二十条 商工省ニ統計官補専任八人ヲ置ク

統計官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ商工統計ニ従事ス

第二十一条 商工省ニ保険事務官補専任十一人ヲ置ク

保険事務官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ保険ニ関スル事務ニ従事ス

第二十二条 商工省ニ商工技手専任百五十六人ヲ置ク

商工技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十三条 商工省ニ鉱務監督官及鉱務監督官補ヲ置ク

鉱務監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、鉱務

監督官補ハ商工属又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

鉱務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鉱業警察（鉱山ニ於ケル労働衛生ヲ

除ク）ニ関スル事務ヲ掌ル

鉱務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鉱業警察（鉱山ニ於ケル労働衛

生ヲ除ク）ニ関スル事務ニ従事ス

第二十四条 商工省ニ取引所監督官及取引所監督官補ヲ置ク

取引所監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、取

引所監督官補ハ商工属又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

取引所監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ取引所法施行ニ関スル事務ヲ掌ル

取引所監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ取引所法施行ニ関スル事務ニ

従事ス

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十七条ノ規定ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

臨時物資調整局官制ハ之ヲ廃止ス

昭和十四年六月三十日迄ハ第十九条ノ規定ニ拘ラズ商工属ハ専任百

十三人ヲ以テ定員トス

本令施行ノ際現ニ臨時物資調整局属ニシテ休職中ノ者別ニ辞令ヲ発セラレザルトキハ休職ノ儘商工属ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

昭和十四年六月十六日（官報彙報）

（一―二一） 商工省分課規程左ノ通改正シ今十六日ヨリ施行ス

商工省分課規程改正

第一条 大臣官房ニ秘書課、文書課、會計課、調査課及報道課ヲ置ク

第二条 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ関スル事項

二 官吏ノ進退身分ニ関スル事項

三 備外國人ニ関スル事項

四 大臣及次官ノ官印及省印ノ管守ニ関スル事項

五 褒賞ニ関スル事項

六 儀式典礼及各局部課ノ主掌ニ属セザル會議ノ庶務ニ関スル事項

### 項

第三条 文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 公文書ノ接受發送ニ関スル事項

二 各局部課成案ノ文書ノ審査及進達ニ関スル事項

三 公文書ノ編纂及保存ニ関スル事項

四 官報掲載ニ関スル事項

五 函書ノ保存及刊行ニ関スル事項

六 各局部課ノ主掌ニ属セザル事項

第四条 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 経費及諸収入ノ予算決算並ニ会計ニ関スル事項
- 二 会計ノ監査ニ関スル事項
- 三 国有財産及物品ニ関スル事項
- 四 營繕ニ関スル事項
- 五 省内取締ニ関スル事項
- 第五条 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 商工行政一般ニ関スル調査ニ関スル事項
  - 二 統計ノ調査、編纂及報告ニ関スル事項（各局部課ノ主掌ニ属スル事項ヲ除ク）
  - 三 地方統計事務ノ指導監督ニ関スル事項
  - 四 調査及統計ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スル事項
  - 第六条 報道課ニ於テハ商工政策一般ニ関スル報道及情報蒐集ニ関スル事務ヲ掌ル
  - 第七条 大臣官房ニ法令審査委員ヲ置ク  
法令審査委員ハ法令ノ審議ヲ掌ル
  - 第八条 総務局ニ総務課、生産拡充課及物資調整課ヲ置ク
  - 第九条 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
    - 一 重要商工政策ノ綜合調整ニ関スル事項
    - 二 国家総動員計画ノ設定及遂行ニ関スル綜合事務ニ関スル事項
    - 三 外地及満洲、支那其ノ他海外ニ於ケル産業經濟ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スル事項
    - 四 昭和六年法律第四十号ノ施行ニ関スル綜合事務ニ関スル事項
    - 五 科学的管理方法其ノ他産業合理化ニ関スル事項
    - 六 工業品ニ関スル規格ノ統一ニ関スル事項
    - 七 製品ノ單純化ニ関スル事項
    - 八 試験研究指導機關ノ連絡統制ニ関スル事項

- 九 他課ノ主掌ニ属セザル事項
- 第十条 生産拡充課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 生産力拡充ニ関スル綜合事務ニ関スル事項
  - 二 代用品ニ関スル綜合事務ニ関スル事項
  - 三 工業研究奨励ニ関スル綜合事務ニ関スル事項
  - 四 国産振興ニ関スル事項
  - 五 臨時資金調整法ノ施行ニ関スル綜合事務ニ関スル事項
  - 六 会社利益配当及資金融通令ノ施行ニ関スル綜合事務ニ関スル事項
- 事項
- 第十一条 物資調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 物資ノ需給調整ニ関スル綜合事務ニ関スル事項
  - 二 資源ノ回収ニ関スル綜合事務ニ関スル事項
  - 第十二条 鉱産局ニ地質調査所ノ外鉱政課、産金課、産銅課及非鉄金属課ヲ置ク
  - 第十三条 鉱政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
    - 一 鉱業行政上諸般ノ調査ニ関スル事項
    - 二 鉱業法及砂鉱法ノ施行ニ関スル事項
    - 三 鉱山監督局ニ関スル事項
    - 四 他課ノ主掌ニ属セザル事項
  - 第十四条 産金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
    - 一 金、銀及白金其ノ他ノ白金属並ニ此等ノ合金ニ関スル事項
    - 二 産金法ノ施行ニ関スル事項
    - 三 日本産金振興株式会社法ノ施行ニ関スル事項
  - 第十五条 産銅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
    - 一 銅及銅合金並ニ硫化鉄鉱ニ関スル事項

二 非金属鉱物ニ関スル事項

三 帝國鉱業開發株式会社法ノ施行ニ関スル事項

第十六條 非鉄金属課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鉛、錫、アンチモン、水銀、亜鉛及他課ノ主掌ニ屬セザル非

鉄金属並ニ此等ノ金属ノ合金ニ関スル事項

二 アルミニウム、マグネシウム其ノ他ノ輕金属及輕合金ニ関スル事項

三 輕金属製造事業法ノ施行ニ関スル事項

第十七條 鉄鋼局ニ製鉄課、調整課及特殊鋼課ヲ置ク

第十八條 製鉄課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 製鉄及マンガン鉄ニ関スル事項

二 鉄鋼（特殊鋼ヲ除ク）ノ生産ニ関スル事項

三 製鉄事業法ノ施行ニ関スル事項

四 日本製鉄株式会社法ノ施行ニ関スル事項

五 他課ノ主掌ニ屬セサル事項

第十九條 調整課ニ於テハ鉄鋼（特殊鋼ヲ除ク）ノ需給調整ニ関スル事務ヲ掌ル

第二十條 特殊鋼課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 特殊鋼ニ関スル事項

二 クロム、タングステン、モリブデン、ニッケル、コバルト、

ワナジウム其ノ他主トシテ特殊鋼用原料ニ用フル金属及此等ノ

金属ノ合金ニ関スル事項

第二十一條 化学局ニ無機課、有機課及合成課ヲ置ク

第二十二條 無機課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 無機化学工業品ニ関スル事項

二 肥料ニ関スル事項

三 窯業品及雜工業品並ニ木材ニ関スル事項

四 工芸振興ニ関スル事項

五 工業試験所、陶磁器試験所及工芸指導所ニ関スル事項

六 他課ノ主掌ニ屬セザル事項

第二十三條 有機課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 有機化学工業品（他課ノ主掌ニ屬スルモノヲ除ク）ニ関スル事項

二 ゴム及皮革ニ関スル事項

三 食料工業品ニ関スル事項

第二十四條 合成課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 瓦斯事業法ノ施行ニ関スル事項

二 石炭乾溜品、コールドタル分溜品及其ノ誘導品並ニカーバイド及其ノ誘導品ニ関スル事項

第二十五條 機械局ニ中央度量衡検定所ノ外一般機械課、輸送機械課及精密機械課ヲ置ク

第二十六條 一般機械課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機械ニ関スル綜合事務ニ関スル事項

二 動力機械、生産用機械、汎用機械其ノ他ノ機械（他課ノ主掌ニ屬スルモノヲ除ク）ニ関スル事項

三 度量衡法ノ施行其ノ他度量衡及計量ニ関スル事項（度量衡器及計量器ノ検定、比較検査及試験ヲ除ク）

四 機械工ノ養成ニ関スル事項

五 工業用機械ノ貸与ニ関スル事項

六 機械試験所及機械工養成所ニ関スル事項

七 他課ノ主掌ニ屬セザル事項

第二十七條 輸送機械課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 自動車、鉄道車輛、船舶、航空機、起重機其ノ他ノ輸送機械ニ関スル事項

二 自動車製造事業法ノ施行ニ関スル事項

第二十八條 精密機械課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工作機械、試験機械、測定機械其ノ他ノ精密機械ニ関スル事項

二 工作機械製造事業法ノ施行ニ関スル事項

第二十九條 纖維局ニ総務課、綿業課、羊毛製品課及人造纖維課ヲ置ク

第三十條 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 纖維工業品ニ関スル綜合事務ニ関スル事項

二 絹織物其ノ他ノ絹製品ニ関スル事項

三 輸出絹織物ノ製造取締ニ関スル事項

四 纖維工業試験所ニ関スル事項

五 他課ノ主掌ニ屬セザル事項

第三十一條 綿業課ニ於テハ綿製品ニ関スル事務ヲ掌ル

第三十二條 羊毛製品課ニ於テハ羊毛製品其ノ他ノ獸毛製品及麻製品ニ関スル事務ヲ掌ル

第三十三條 人造纖維課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人造絹、ステールファイバー其ノ他ノ人造纖維ノ製品ニ関スル事項

二 パルプ紙類ニ関スル事項

第三十四條 監理局ニ総務課、生命保険課、損害保険課、取引課及

商事課ヲ置ク

第三十五條 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 保険政策ノ一般ニ関スル事項

二 保険行政上諸般ノ調査ニ関スル事項

三 他課ノ主掌ニ屬セザル事項

第三十六條 生命保険課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 生命保険会社ニ関スル事項

二 保険募集取締規則ノ施行ニ関スル事項

第三十七條 損害保険課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 損害保険会社ニ関スル事項

二 損害保険会社ニ対スル助成金ニ関スル事項

第三十八條 取引課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 取引所法ノ施行ニ関スル事項

二 日本米穀株式会社ニ関スル事項

三 正米市場規則ノ施行ニ関スル事項

四 有価証券業取締法ノ施行ニ関スル事項

第三十九條 商事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 商事行政上諸般ノ調査ニ関スル事項（各局部課ノ主掌ニ屬スル事項ヲ除ク）

二 商工会議所其ノ他商工業ニ関スル団体（各局部課ノ主掌ニ屬スルモノヲ除ク）ニ関スル事項

三 中央卸売市場法ノ施行及出荷団体ノ奨励ニ関スル事項

四 倉庫業法ノ施行ニ関スル事項

五 計理士法ノ施行ニ関スル事項

六 不正競争防止法ノ施行ニ関スル事項

七 内地商品陳列所及販売斡旋施設ニ関スル事項

八 百貨店法及商品券取締法ノ施行ニ関スル事項（商業組合ノ発行スル商品券ノ取締ニ関スル事項ヲ除ク）

九 紀元二千六百年記念日本万国博覧会其ノ他ノ内外博覧会、共

進会及展覧会ニ関スル事項但シ特殊ノモノハ各主務局部課ノ所  
管トス

第四十条 振興部ニ総務課、商業組合課、工業組合課、施設課及金  
融課ヲ置ク

第四十一条 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 中小商工業ノ統制及助長、物資ノ需給調整ニ伴フ産業ノ維持  
及轉換其ノ他中小商工業ノ振興ニ関スル諸般ノ調査ニ関スル事  
項

二 中小商工業ノ統制及助長、物資ノ需給調整ニ伴フ産業ノ維持  
及轉換其ノ他中小商工業ノ振興ニ関スル計画ノ設定及計画実施  
ノ連絡ニ関スル事項

三 工業ノ地方化ニ関スル事項

四 商工相談機関ニ関スル事項

五 商工更生委員ニ関スル事項

六 応召中小商工業者ノ営業援護ニ関スル事項

七 他課ノ主掌ニ属セザル事項

第四十二条 商業組合課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 商業組合其ノ他中小商業上ノ団体ニ関スル事項

二 小売制度ノ調査ニ関スル事項

三 米穀配給統制法ノ施行ニ関スル事項（日本米穀株式会社ニ関  
スル事項ヲ除ク）

四 其ノ他中小商業ノ統制及助長ニ関スル事項

第四十三条 工業組合課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工業組合其ノ他中小工業上ノ団体ニ関スル事項

二 地方特殊工業ノ助成ニ関スル事項

三 工業ニ関スル地方検査所ニ関スル事項

四 其ノ他中小工業ノ統制及助長ニ関スル事項

第四十四条 施設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 物資ノ需給調整ニ伴フ産業ノ維持及轉換ノ為必要ナル技術ノ  
指導ニ関スル事項

二 物資ノ需給調整ニ伴フ産業ノ維持及轉換ノ為必要ナル注文ノ  
配分調整及物資ノ配給斡旋ニ関スル事項

三 物資ノ需給調整ニ伴フ産業ノ維持及轉換ニ関スル助成金ニ関  
スル事項

第四十五条 金融課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 商工組合中央金庫ニ関スル事項

二 物資ノ需給調整ニ伴フ産業ノ維持及轉換ノ為必要ナル資金ノ  
融通ニ関スル事項

三 其ノ他中小商工業金融ニ関スル事項

昭和十四年七月十五日

（一―一二） 勅令第四百七十九号

軍事保護院官制

第一条 軍事保護院ハ厚生大臣ノ管理ニ属シ左ニ掲グル事務ヲ掌ル

一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者トシテ戦闘其ノ他ノ公務ニ因リ傷痕  
ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者（傷痕軍人）ノ療養、職業保護其  
ノ他ノ援護ニ関スル事項

二 軍人又ハ之ニ準ズベキ者トシテ戦闘其ノ他ノ公務ニ従事シ為  
ニ死没シタル者ノ遺族（軍人遺族）ノ援護ニ関スル事項

三 軍人又ハ之ニ準ズベキ者トシテ戦闘其ノ他ノ公務ニ従事スル  
者ノ家族（軍人家族）ノ援護ニ関スル事項

四 其ノ他軍人援護ニ関スル事項

第二条 軍事保護院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁 親任

副總裁 一人 勅任

局長 二人 勅任

秘書官 一人 奏任

書記官 專任六人 奏任

事務官 專任二十人 奏任

理事官 專任二十四人 奏任

技師 專任十五人 奏任

医官 專任百三十五人 奏任

調剤官 專任十九人 奏任

屬 專任二百三十二人 判任

技手 專任二十人 判任

医官補 專任六十人 判任

調剤官補 專任六十六人 判任

看護婦長 專任二十五人 判任

總裁ハ名譽官トス

秘書官ハ書記官又ハ事務官ヲシテ之ヲ兼ネシム

第三条 前条ノ職員ノ外厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各庁高等官ノ中

ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第四条 軍事保護院ニ總裁官房及左ノ二局ヲ置ク

援護局

業務局

總裁官房ニ於テハ人事、文書及會計ニ関スル事務並ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル

援護局ニ於テハ軍事扶助法ノ施行、軍人遺族及軍人家族ノ援護並ニ業務局ノ主管ニ屬セザル軍人援護ニ関スル事務ヲ掌ル  
業務局ニ於テハ傷痍軍人ノ療養及職業保護並ニ工營ニ関スル事務ヲ掌ル

第五条 厚生大臣ハ傷痍軍人ノ療養又ハ職業保護ニ関スル院務ノ一部ヲ分掌セシムル為療養所又ハ職業補導所ヲ設クルコトヲ得其ノ名称及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム

療養所又ハ職業補導所ノ長ハ医官又ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第六条 軍事保護院ニ顧問五人以内ヲ置キ軍人援護ニ関スル重要事項ニ參画セシム

顧問ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

第七条 軍事保護院ニ參與十五人以上以内ヲ置キ院務ニ參與セシム

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各庁勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第八条 軍事保護院ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第九条 總裁ハ厚生大臣ノ監督ヲ承ケ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第十條 副總裁ハ總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第十一條 局長ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第十二條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ関スル事務ヲ掌ル

第十三条 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十四条 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五条 医官及医官補ハ上官ノ命ヲ承ケ療養ヲ掌ル

第十六条 調剤官及調剤官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調剤ヲ掌ル

第十七条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十八条 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十九条 看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ従事ス

### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

傷兵保護院官制及昭和十二年勅令第六百二十四号ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際現ニ厚生省職員ノ職ニ在リテ臨時軍事援護部ニ属スル

者別ニ辞令ヲ発セラレザルトキハ厚生書記官ハ軍事保護院書記官ニ、

厚生事務官ハ軍事保護院事務官ニ、厚生理事官ハ軍事保護院理事官

ニ、厚生技師ハ軍事保護院技師ニ、厚生属ハ軍事保護院属ニ、厚生

技手ハ軍事保護院技手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ傷兵保護院職員ノ職ニ在ル者別ニ辞令ヲ発セラレ

ザルトキハ傷兵保護院書記官ハ軍事保護院書記官ニ、傷兵保護院事

務官ハ軍事保護院事務官ニ、傷兵保護院理事官ハ軍事保護院理事官

ニ、傷兵保護院技師ハ軍事保護院技師ニ、傷兵保護院医官ハ軍事保

護院医官ニ、傷兵保護院調剤官ハ軍事保護院調剤官ニ、傷兵保護院

属ハ軍事保護院属ニ、傷兵保護院技手ハ軍事保護院技手ニ、傷兵保

護院医官補ハ軍事保護院医官補ニ、傷兵保護院調剤官補ハ軍事保護

院調剤官補ニ、傷兵保護院看護婦長ハ軍事保護院看護婦長ニ同官等

俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ関スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

昭和十四年十月十一日

〔一―二三〕 勅令第六百九十七号

軍人援護対策審議会官制

第一条 軍人援護対策審議会ハ厚生大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応

ジテ軍人援護ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

審議会ハ前項ノ事項ニ付関係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 審議会ハ会長一人、副会長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組

織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコト

ヲ得

第三条 会長ハ厚生大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副会長ハ軍事保護院總裁ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経

験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命セラレタル委員ノ任期ハ二年トス但シ

特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

副会長ハ会長ヲ輔佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五条 審議会ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ

命ズ

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 審議会ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

傷痍軍人保護対策審議会官制ハ之ヲ廃止ス

昭和十四年十月十一日（官報彙報）

〔一―二四〕 厚生省分課規程中左ノ通改正シ昨十日ヨリ施行セリ

厚生省分課規程中改正

職業部

総務課

- 一 労務資源ノ調査ニ関スル事項
- 一 労務動員計画実施ノ総括ニ関スル事項
- 一 職業適性ノ研究ニ関スル事項
- 一 失業ノ救済ニ関スル事項
- 一 他課ノ主管ニ属セザル事項

監理課

- 一 職業紹介所ノ監理及監査ニ関スル事項
- 一 職業紹介所職員ノ養成ニ関スル事項
- 一 職業紹介委員会ニ関スル事項

業務課

- 一 労務要員ノ斡旋充足ニ関スル事項
  - 一 職業指導ニ関スル事項
  - 一 入営者職業保障法ノ施行ニ関スル事項
  - 一 其ノ他職業紹介事業ニ関スル事項
- 登録課
- 一 国民職業能力ノ登録ニ関スル事項
  - 一 国民徴用ニ関スル事項
- 養成課
- 一 技能者ノ養成ニ関スル事項
- 職業補導ニ関スル事項
- 規制課

- 一 労務者ノ募集、労務供給事業及私営職業紹介事業ニ関スル事項
- 一 学校卒業者使用制限ニ関スル事項
- 一 従業者雇入制限其ノ他労務者ノ使用及雇入ノ規制ニ関スル事項

昭和十四年十一月二十日

〔一―二五〕 勅令第七百七十九号

労務管理調査委員会官制

- 第一条 労務管理調査委員会ハ厚生大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ工場事業場ニ於ケル労働力ノ維持培養、作業能率ノ増進其ノ他労務管理ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
- 第二条 委員会ハ会長一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三条 会長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ  
委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
学識経験アル者ノ中ヨリ命セラレタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ
- 第四条 会長ハ会務ヲ総理ス
- 第五条 会長事故アルトキハ厚生大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス  
命ズ
- 幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第六条 委員会ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ズ  
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス



附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年二月三日

〔一—二六〕 勅令第四十二号

機械技術者検定制度調査委員会官制

第一条 機械技術者検定制度調査委員会ハ厚生大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ工場事業場ニ於ケル機械工作又ハ金屬加工ニ従事スル技術者ノ検定制度ニ関スル事項ヲ調査審議ス

第二条 委員会ハ会長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ  
委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ厚生大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス  
第五条 委員会ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六条 委員会ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ズ  
書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年一月十日

〔一—二七〕 勅令第二十九号

厚生省官制中改正

第一条中「労働」ヲ「勞務」ニ改ム

第二条中「五局」ヲ「六局」ニ改メ「労働局」ノ次ニ「職業局」ヲ

加フ

第七条第三号ヲ左ノ如ク改ム

三 其ノ他勞務ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ

第七条ノ二 職業局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業紹介ニ関スル事項

二 失業対策ニ関スル事項

三 其ノ他勞務ノ需給ニ関スル事項

第九条中「専任十六人」ヲ「専任十八人」ニ改ム

第十条中「事務官専任二十四人」ヲ「事務官専任二十五人」ニ、「

理事官専任六人」ヲ「理事官専任八人」ニ改ム

第十一条第一項中「技師専任二十九人」ヲ「技師専任三十人」ニ改

ム

第十三条中「専任百十人」ヲ「専任百十八人」ニ改ム

第十四条中「技手専任二十人」ヲ「技手専任二十一人」ニ改ム

第十八条 厚生省ニ職業官ヲ置キ事務官又ハ理事官ヲ以テ之ニ充ツ

職業官ハ上官ノ命ヲ承ケ職業紹介ノ連絡統制ニ関スル事務ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年勅令第二百五十七号及同年勅令第六百六十七号ハ之ヲ廢

止ス

昭和十六年一月十日

〔一―二八〕 勅令第三十二号

職業紹介委員会官制中改正

第一条第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

委員会ハ前項ノ外関係行政庁ノ諮問ニ応ジ失業対策ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

第五条中「二十人以上」ヲ「四十人以上」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

失業対策委員会官制ハ之ヲ廃止ス

昭和十六年一月十一日（官報彙報）

〔一―二九〕 厚生省分課規程中左ノ通改正シ昨十日ヨリ施行セリ

厚生省分課規程中改正

職業部及失業対策部ノ部ヲ削リ労働局ノ部ノ次ニ左ノ一部ヲ加フ

職業局

総務課

一 職業紹介所ノ監理及監査ニ関スル事項

一 職業紹介所職員ノ養成ニ関スル事項

一 職業紹介委員会ニ関スル事項

一 職業適性ノ調査ニ関スル事項

一 労務資源ノ調査ニ関スル事項

一 労務動員計画実施ノ総括ニ関スル事項

一 他課ノ主管ニ属セザル事項

業務課

一 労務要員ノ斡旋充足ニ関スル事項

一 職業指導ニ関スル事項

一 入営者職業保障法ノ施行ニ関スル事項

一 労務者ノ募集、労務供給事業及私営職業紹介事業ニ関スル事項

一 労務者ノ使用及雇入ノ規制ニ関スル事項

一 其ノ他職業紹介事業ニ関スル事項

登録課

一 国民職業能力ノ登録ニ関スル事項

一 国民徴用ニ関スル事項

一 労働手帳制及従業者移動防止ニ関スル事項

技能課

一 技能者ノ養成ニ関スル事項

一 幹部機械工ノ養成ニ関スル事項

一 技術者検定ニ関スル事項

一 技能検査ノ施行ニ関スル事項

一 学校卒業者使用制限ニ関スル事項

転職課

一 職業転換ノ指導ニ関スル事項

一 国民勤労訓練ニ関スル事項

一 職業補導ニ関スル事項

一 授産及内職ノ施設ニ関スル事項

一 其ノ他失業対策ニ関スル事項

昭和十六年一月十五日

〔一—三〇〕 勅令第三十九号

厚生省官制中改正

第十六条 厚生省ニ勞務監督官ヲ置キ書記官、事務官、勞務官、理事官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

勞務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ工場法、賃金統制令、賃金臨時措置令（船員ニ関スルモノヲ除ク）、工場就業時間制限令、工業勞働者最低年齢法、退職積立金及退職手当法、勞働者災害扶助法及商店法ノ施行ニ関スル事務、鉦夫ニ関スル事務、鉦山ニ於ケル勞働衛生ニ関スル事務並ニ勞働爭議調停ニ関スル事務ヲ掌ル

第十七条 厚生省ニ勞務監督官補ヲ置キ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ  
勞務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法、賃金統制令、賃金臨時措置令（船員ニ関スルモノヲ除ク）、工場就業時間制限令、工業勞働者最低年齢法、退職積立金及退職手当法、勞働者災害扶助法及商店法ノ施行ニ関スル事務、鉦夫ニ関スル事務、鉦山ニ於ケル勞働衛生ニ関スル事務並ニ勞働爭議調停ニ関スル事務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年一月十五日

〔一—三一〕 勅令第四十号

厚生部内臨時職員設置制中改正

第四条第二号ヲ左ノ如ク改ム

二 協和事業ニ関スル事務ニ従事スル者

事務官 専任一人

協和官 専任一人 奏任

屬 専任五人

協和官ハ上官ノ命ヲ承ケ協和事業ニ関スル事務ヲ掌ル

第五条ニ左ノ一号ヲ加フ

四 工場事業場ニ於ケル勞務管理ニ関スル事務ニ従事スル者

勞務官 専任二人 奏任

屬 一 専任四人

技手

勞務官ハ上官ノ命ヲ承ケ工場事業場ニ於ケル勞務管理ニ関スル事務ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年二月十日

〔一—三二〕 勅令第二百一十号

転廃業者資産評価委員会官制

第一条 転廃業者資産評価委員会ハ転廃業者資産評価中央委員会及転廃業者資産評価地方委員会トス

転廃業者資産評価中央委員会ハ商工大臣、転廃業者資産評価地方委員会ハ地方長官ノ監督ニ屬ス

転廃業者資産評価中央委員会ハ関係各大臣ノ諮問ニ応ジ、転廃業者資産評価地方委員会ハ地方長官ノ諮問ニ応ジ中小商工業者等ニシテ転業又ハ廃業ヲ為スモノガ其ノ更生ヲ図ル為財団法人国民更生金庫等ニ対シ讓渡其ノ他ノ処分ヲ為ス資産ノ評価ニ関スル事項ヲ調査審議ス

第二条 転廃業者資産評価中央委員会ハ商工省ニ之ヲ置ク

転廃業者資産評価地方委員会ハ道府県毎ニ之ヲ置キ道府県ノ名ヲ冠ス

第三条 委員会ハ会長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 転廃業者資産評価中央委員会ノ会長ハ商工大臣、転廃業者資産評価地方委員会ノ会長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 転廃業者資産評価中央委員会ノ委員ハ三十人以内トス

転廃業者資産評価地方委員会ノ委員ノ定数ハ商工大臣之ヲ定ム  
特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六条 転廃業者資産評価中央委員会ノ委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

転廃業者資産評価地方委員会ノ委員及臨時委員ハ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

第七条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ転廃業者資産評価中央委員会ニ在リテハ商工大臣ノ指名スル委員、転廃業者資産評価地方委員会ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八条 商工大臣ハ必要ニ依リ転廃業者資産評価中央委員会ニ部ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部ニ部長ヲ置ク会長又ハ会長ノ指名スル委員之ニ当ル

部ニ属スベキ委員及臨時委員ハ会長之ヲ指名ス

転廃業者資産評価中央委員会ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ委員会ノ決議ト為スコトヲ得

第九条 委員会ニ幹事ヲ置ク転廃業者資産評価中央委員会ノ幹事ハ

商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ転廃業者資産評価地方委員会ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ  
幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十条 委員会ニ書記ヲ置ク転廃業者資産評価中央委員会ノ書記ハ商工大臣之ヲ命ジ転廃業者資産評価地方委員会ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十一条 商工大臣ハ中小商工業者等ニシテ転業又ハ廃業ヲ為スモノガ其ノ更生ヲ図ル為財団法人国民更生金庫等ニ対シ譲渡其ノ他ノ処分ヲ為ス資産ノ評価ニ関スル特別ノ事項ニ付転廃業者資産評価中央委員会ノ諮問ニ応ゼシムル為専門委員会ヲ置クコトヲ得

地方長官ハ中小商工業者等ニシテ転業又ハ廃業ヲ為スモノガ其ノ更生ヲ図ル為財団法人国民更生金庫等ニ対シ譲渡其ノ他ノ処分ヲ為ス資産ノ評価ニ関スル特別ノ事項ニ付転廃業者資産評価地方委員会ノ諮問ニ応ゼシムル為専門委員会ヲ置クコトヲ得

第十二条 各専門委員会ハ委員長一人及専門委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第十三条 委員長ハ第十一条第一項ノ専門委員会ニ在リテハ転廃業者資産評価中央委員会ノ委員又ハ臨時委員ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ジ同条第二項ノ専門委員会ニ在リテハ転廃業者資産評価地方委員会ノ委員又ハ臨時委員ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

専門委員ハ学識経験アル者ノ中ヨリ第十一条第一項ノ専門委員会ニ在リテハ商工大臣之ヲ命ジ同条第二項ノ専門委員会ニ在リテハ地方長官之ヲ命ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年二月一日

〔一—三三〕 次官會議決定

轉業対策連絡協議會設置要綱

一、趣旨

中小商工業者ノ轉業対策ハ客年十月閣議ニ於テ其ノ根本方針ガ決定セラレ爾來關係各庁ハ之ニ基キ実施方針並ニ必要予算ニ付夫々準備ヲ了シタルヲ以テ其ノ円滑ナル実施ハ刻下ノ喫緊事ナリ而シテ轉業問題ハ工業部門タルト商業部門タルト問ハズ其ノ企業ノ改組、合同、整理ニ始マリ之ニ因ツテ生ズベキ要轉業者ノ財産処分、負債整理並職業轉換ノ勸奨、相談、指導、訓練ヨリ時局下國家ノ要請スル緊要ナル事業部門ヘ円滑ニ轉換ノ行ハルル迄ノ各般ノ行政事務ハ全ク不□離ノ關係ニアルモノニシテ之ガ執行ニ當リテハ中央タルト地方タルト問ハズ關係行政庁ノ間ニ緊密ナル連絡アルヲ要スルハ論ヲ俟タザル所ナリ依テ中央ニ於テモ關係各庁ハ有機的連繫ヲ保チテ対策遂行ノ万全ヲ期シ一貫セル方針ヲ以テ地方ヲ指導シ其ノ実効ヲ挙グルニ努メザルベカラズ

二、要領

一 連絡協議會ノ設置

叙上ノ目的達成ノ為左記ニ依リ企画院ニ轉業対策連絡協議會ヲ設クルコト

(一) 本協議會ノ關係庁ハ企画院、對滿事務局、興亜院、内務、大藏、陸軍、海軍、農林、商工、鐵道、拓務並ニ厚生ノ各省トスルコト

(二) 本協議會ノ關係庁ニ連絡官ヲ置クコト  
各庁ノ連絡官ノ數ハ三名以内トスルコト

(三) 連絡官ハ轉業対策關係事務ヲ担任スル各庁高等官ヲ以テ之ニ充ツルコト

(四) 連絡協議會ノ會長ハ企画院部長トスルコト

二 連絡協議會ノ開催

(一) 連絡協議會ノ開催ハ当分ノ内概ネ二週間毎ニ之ヲ開催シ企画院之ヲ主宰スルコト

(二) 轉業対策遂行上ノ重要ナル事項ニ付テハ本協議會ニ於テ連絡協議會ヲ開ルコト

(三) 各庁ニ於ケル協議事項ノ關係官ハ必要ニ応ジ本協議會ニ出席スルヲ得ルコト

昭和十六年二月十三日

〔一—三四〕 勅令第二百二十七号

府県臨時職員等設置制中改正

第十一条第一項北海道庁ノ部中「属 専任九人」ヲ「属 専任九人」ニ改ム

「属 専任十一人」ニ、同項府県ノ部中「属 専任十一人」ニ改ム

第十三条第一項警視庁ノ部中「警視 専任二人」ヲ「警視 専任五人」ニ、

「警部 専任九人」ヲ「警部 専任二十五人」ニ、同項北海道庁ノ部中「警部 専任三人」ヲ「警部 専任四人」ニ、同項府

県ノ部中「地方警視 専任十五人」ヲ「地方警視 専任三十人」ニ、

「警部 専任九十五人」ヲ「警部 専任百三十人」ニ改ム

第十九条ノ二中「警視庁、愛知県」ヲ「愛知県ニ警部専任二人ヲ、

警視庁、大阪府、神奈川県、兵庫県」ニ改ム

第二十四条第一項北海道庁ノ部中「属 専任一人」ヲ「属 専任一人」ニ改ム

「属 専任一人」ヲ「属 専任一人」ニ改ム

專任二人」ニ、同項府県ノ部中「**属**」**「技手」**專任四十一人」ヲ「**属**」**「技手」**專任九十二人」ニ改ム

第二十四条ノ二 生鮮食料品ノ配給統制ニ関スル事務ニ従事セシムル為北海道庁ニ及府県ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

北海道庁

属 專任一人

府県

地方事務官 專任四人

属 專任八人

前項ノ職員ノ各府県内ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

第二十六条 中小商工業者ノ転廃業ニ関スル事務ニ従事セシムル為

北海道庁ニ及府県ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

北海道庁

属 專任二人

技手 專任一人

府県

属 專任五十三人

技手 專任四十六人

前項ノ職員ノ各府県内ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年二月二十六日（官報彙報）  
〔一―三五〕 企画院事務分掌規程中左ノ通改正シ今二十六日ヨリ之ヲ施行ス

企画院事務分掌規程中改正

第七条ニ左ノ一号ヲ加フ

三 転業対策ニ関スル事項

昭和十六年四月十四日

〔一―三六〕 商工省分課規程左ノ通改正シ一昨十二日ヨリ施行セ

リ

商工省分課規程改正

第一条 大臣官房ニ秘書課、文書課、會計課及調査課ヲ置ク

第二条 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ関スル事項

二 官吏ノ進退身分ニ関スル事項

三 傭外国人ニ関スル事項

四 大臣及次官ノ官印及省印ノ管守ニ関スル事項

五 褒賞ニ関スル事項

六 儀式典礼及各局部課ノ主掌ニ属セザル會議ノ庶務ニ関スル事

項

第三条 文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 公文書ノ接受發送ニ関スル事項

二 各局部課成案ノ文書ノ審査及進達ニ関スル事項

三 公文書ノ編纂及保存ニ関スル事項

四 官報掲載ニ関スル事項

五 各局部課ノ主掌ニ屬セザル事項

第四条 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 經費及諸收入ノ予算決算並ニ會計ニ関スル事項

二 會計ノ監査ニ関スル事項

三 国有財産及物品ニ関スル事項

四 營繕ニ関スル事項

五 省内取締ニ関スル事項

第五条 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 商工政策一般ニ関スル報道及情報蒐集ニ関スル事項

二 商工行政一般ニ関スル調査ニ関スル事項

三 統計ノ調査、編纂及報告ニ関スル事項（各局部課ノ主掌ニ屬スル事項ヲ除ク）

四 地方統計事務ノ指導監督ニ関スル事項

五 調査及統計ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スル事項

六 図書ノ保存及刊行ニ関スル事項

第六条 大臣官房ニ法令審査委員ヲ置ク

法令審査委員ハ法令ノ審議ヲ掌ル

第七条 総務局ニ総務課、生産拡充課、經理統制課及資金調整課ヲ置ク

第八条 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 重要商工政策ノ総合調整ニ関スル事項

二 国家總動員計画ノ設定及遂行ニ関スル総合事務ニ関スル事項

三 物資ノ需給調整ニ関スル総合事務ニ関スル事項

四 資源ノ回収ニ関スル総合事務ニ関スル事項

五 代用品ニ関スル総合事務ニ関スル事項

六 生産力拡充、会社經理統制令ノ施行及臨時資金調整法ノ施行

ニ関スル総合事務ノ連絡調整ニ関スル事項

七 外地及満州、支那其ノ他海外ニ於ケル産業經濟ニ関スル事務ノ連絡調整ニ関スル事項

八 科学的管理方法其ノ他産業合理化ニ関スル事項

九 工業品ニ関スル規格ノ統一ニ関スル事項

十 製品ノ單純化ニ関スル事項

十一 試験研究指導機關ノ連絡統制ニ関スル事項

十二 他課ノ主掌ニ屬セザル事項

第九条 生産拡充課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 生産力拡充ニ関スル総合事務ニ関スル事項

二 工業研究奨励ニ関スル総合事務ニ関スル事項

第十条 經理統制課ニ於テハ会社經理統制令ノ施行ニ関スル総合事務（他課ノ主掌ニ屬スルモノヲ除ク）ヲ掌ル

第十一条 資金調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 臨時資金調整法ノ施行ニ関スル総合事務ニ関スル事項

二 会社經理統制令第三十三條ノ施行ニ関スル総合事務ニ関スル事項

三 国土計画ニ関スル事項

第十二條 鈹産局ニ総務課、鈹業課及調整課ヲ置ク

第十三條 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 鈹業行政上諸般ノ調査ニ関スル事項

二 鈹業法及砂鈹法ノ施行ニ関スル事項

三 アルミニウム、マグネシウム其ノ他ノ輕金屬及輕合金ニ関スル事項

四 ボーキサイト、水晶石、電極其ノ他主トシテ輕金屬ノ製造ニ

用フル原材料ニ関スル事項

四 生産力拡充、会社經理統制令ノ施行及臨時資金調整法ノ施行

用フル原材料ニ関スル事項

四 生産力拡充、会社經理統制令ノ施行及臨時資金調整法ノ施行

六 生産力拡充、会社經理統制令ノ施行及臨時資金調整法ノ施行

- 五 輕金屬製造事業法ノ施行ニ関スル事項
- 六 鉍山監督局ニ関スル事項
- 七 地質調査所ニ関スル事項
- 八 他課ノ主掌ニ屬セザル事項
- 第十四条 鉍業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 金、銀、銅其ノ他ノ非鉄金屬ノ生産ニ関スル事項
  - 二 硫化鉄鉍及非金屬鉍物ノ生産ニ関スル事項
  - 三 産金法ノ施行ニ関スル事項
  - 四 日本産金振興株式会社法及帝國鉍業開発株式会社法ノ施行ニ関スル事項
- 第十五条 調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 前条第一号ニ掲グル非鉄金屬及此等ノ合金ノ需給調整ニ関スル事項
  - 二 前条第二号ニ掲グル鉍物ノ需給調整ニ関スル事項
- 第十六条 鉄鋼局ニ製鉄課、調整課及特殊鋼課ヲ置ク
- 第十七条 製鉄課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 鉄鋼及マンガン鉍ニ関スル事項
  - 二 鉄鋼（特殊鋼ヲ除ク）ノ生産ニ関スル事項
  - 三 製鉄事業法ノ施行ニ関スル事項
  - 四 日本製鉄株式会社法ノ施行ニ関スル事項
  - 五 他課ノ主掌ニ屬セザル事項
- 第十八条 調整課ニ於テハ鉄鋼（特殊鋼ヲ除ク）ノ需給調整ニ関スル事務ヲ掌ル
- 第十九条 特殊鋼課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 特殊鋼ニ関スル事項
  - 二 クロム、タングステン、モリブデン、ニッケル、コバルト、

- ワナジウム其ノ他主トシテ特殊鋼用原料ニ用フル金屬及此等ノ金屬ノ合金ニ関スル事項
- 第二十条 化学局ニ無機課、有機課及合成課ヲ置ク
  - 第二十一条 無機課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
    - 一 無機化学工業品ニ関スル事項
    - 二 化学肥料製造事業ノ指導監督ニ関スル事項
    - 三 窯業品及雜工業品ニ関スル事項
    - 四 土木建築用物資ニ関スル綜合事務ニ関スル事項
    - 五 工芸振興ニ関スル事項
    - 六 工業試験所、陶磁器試験所及工芸指導所ニ関スル事項
    - 七 他課ノ主掌ニ屬セザル事項
  - 第二十二条 有機課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
    - 一 有機化学工業品（他課ノ主掌ニ屬スルモノヲ除ク）ニ関スル事項
    - 二 ゴム及皮革ニ関スル事項
  - 第二十三条 合成課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
    - 一 瓦斯事業法ノ施行ニ関スル事項
    - 二 石炭乾溜品、コールタール分溜品及其ノ誘導品並ニカーバイト及其ノ誘導品ニ関スル事項
    - 三 有機合成事業ノ振興ニ関スル事項
  - 第二十四条 機械局ニ総務課、産業機械課及動力機械課ヲ置ク
  - 第二十五条 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
    - 一 機械ニ関スル綜合事務ニ関スル事項
    - 二 機械設備等ノ統制及有効利用ニ関スル事項
    - 三 電気機械、汎用機械其ノ他ノ機械（他課ノ主掌ニ屬スルモノヲ除ク）ニ関スル事項
  - 四 鑄造品及鍛造品（各局部課ノ主掌ニ屬スルモノヲ除ク）ニ関



スル事項

五 度量衡法ノ施行其ノ他度量衡及計量ニ関スル事項（度量衡器及計量器ノ検定、比較検査及試験ヲ除ク）

六 機械工ノ養成ニ関スル事項

七 工業用機械ノ貸与ニ関スル事項

八 機械試験所、機械工養成所及中央度量衡検定所ニ関スル事項

九 他課ノ主掌ニ属セザル事項

第二十六条 産業機械課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工作機械、試験機械、測定機械、工具、軸受其ノ他ノ精密機械ニ関スル事項

ニ関スル事項

二 鉱山用機械、製鉄用機械、人造石油製造用機械、化学工業用

機械、繊維工業用機械、農業用機械其ノ他ノ生産用機械ニ関ス

ル事項

三 工作機械製造事業法ノ施行ニ関スル事項

第二十七条 動力機械課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 自動車、鉄道車輛、船舶、航空機、起重機其ノ他ノ輸送機械

ニ関スル事項

二 原動機ニ関スル事項

三 自動車製造事業法ノ施行ニ関スル事項

第二十八条 繊維局ニ綿業課、絹毛課及人造纖維課ヲ置ク

第二十九条 綿業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 繊維工業品ニ関スル総合事務ニ関スル事項

二 綿製品ニ関スル事項

三 繊維工業試験所ニ関スル事項

四 他課ノ主掌ニ属セザル事項

第三十条 絹毛課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 絹製品ニ関スル事項

二 羊毛製品ニ関スル事項

三 麻製品ニ関スル事項

四 繊維屑又ハ他課ノ主掌ニ属セザル繊維ノ製品ニ関スル事項

五 輸出絹織物ノ製造取締ニ関スル事項

第三十一条 人造纖維課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人造絹、ステープルファイバー其ノ他ノ人造纖維ノ製品ニ関

スル事項

二 パルプニ関スル事項

三 紙類ニ関スル事項

第三十二条 監理局ニ商政課、保険課及戦時保険課ヲ置ク

第三十三条 商政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 商事行政上諸般ノ調査ニ関スル事項（各局部課ノ主掌ニ属ス

ル事項ヲ除ク）

二 国家総動員計画ニ関スル事務ニシテ保険会社、倉庫業者、

取引所及証券取引所取引員ニ関スル事項（他課ノ主掌ニ属スル

事項ヲ除ク）

三 商工会議所其ノ他商工業ニ関スル団体（各局部課ノ主掌ニ属

スルモノヲ除ク）ニ関スル事項

四 取引所法ノ施行ニ関スル事項

五 有価証券業取締法ノ施行ニ関スル事項

六 倉庫業法ノ施行ニ関スル事項

七 計理士法ノ施行ニ関スル事項

八 不正競争防止法ノ施行ニ関スル事項

九 百貨店法及商品券取締法ノ施行ニ関スル事項（商業組合ノ発

行スル商品券ノ取締ニ関スル事項ヲ除ク）

十 紀元二千六百年記念日本万国博覧会其ノ他ノ内外博覧会、共進会及展覧会ニ関スル事項但シ特殊ノモノハ各主務局部課ノ所管トス

十一 販売斡旋施設ニ関スル事項

十二 他課ノ主掌ニ屬セザル事項

第三十四条 保険課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 保険政策一般ニ関スル事項

二 保険会社ニ関スル事項

三 損害保険会社ニ対スル助成金ニ関スル事項

四 保険募集取締規則ノ施行ニ関スル事項

五 会社経理統制令及銀行等資金運用令ノ施行ニ関スル事務ニシテ

テ 保険会社ニ関スル事項

第三十五条 戦時保険課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 損害保険国営再保険法ノ施行ニ関スル事項

二 損害保険国営再保険特別会計及之ニ屬スル物品ニ関スル事項

三 戦時海上保険補償ニ関スル事項

第三十六条 振興部ニ総務課、商務課及工務課ヲ置ク

第三十七条 総務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 中小商工業ノ統制、助長、轉換其ノ他中小商工業ノ振興ニ関スル綜合事務ニ関スル事項

二 転廃業者資産評価委員会ニ関スル事項

三 中小商工業者ノ大陸移駐ニ関スル事項

四 商工相談機関ニ関スル事項

五 中小商工業者統後援護施設ニ関スル事項

六 他課ノ主掌ニ屬セザル事項

第三十八条 商務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 中小商業ノ統制、助長、轉換其ノ他中小商業ノ振興ニ関スル一般事務ニ関スル事項

二 商業組合法ノ施行ニ関スル綜合事務ニ関スル事項

三 商業組合中央会ニ関スル事項

四 商業報國運動ニ関スル事項

五 商工組合中央金庫ニ関スル事項

六 中小商工業金融ニ関スル事項

第三十九条 工務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 中小工業ノ統制、助長、轉換其ノ他中小工業ノ振興ニ関スル一般事務ニ関スル事項

二 工業組合法及重要物産同業組合法ノ施行ニ関スル綜合事務ニ関スル事項

三 工業組合中央会ニ関スル事項

四 地方特殊工業ノ助成ニ関スル事項

五 工業ニ関スル地方検査所ニ関スル事項

昭和十六年六月十四日

〔一—三七〕 勅令第七百六号

国民勞務手帳審査会官制

第一条 国民勞務手帳審査会ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ国民勞務手帳

法第七条第二項ノ規定ニ依ル地方長官ノ諮問ニ応ジテ国民勞務手

帳ノ返還ニ関スル事項ヲ審査ス

第二条 国民勞務手帳審査会ハ道府県毎ニ之ヲ置キ道府県ノ名ヲ冠

ス

第三条 国民勞務手帳審査会ハ会長一人及委員九人以内ヲ以テ之ヲ

組織ス

第四条 会長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ関係各庁高等官又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ厚生大臣之ヲ命ズ

命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ三年トス但シ

特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第五条 会長ハ会務ヲ総理シ会議ノ議長ト為ル

会長事故アルトキハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六条 国民労務手帳審査会ニ幹事及書記ヲ置ク関係各庁ノ官吏中

ヨリ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七条 国民職業指導所長其ノ他ノ関係アル官吏又ハ待遇官吏ハ国

民労務手帳審査会ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ会議ニ出席シ

意見ヲ述ブルコトヲ得

第八条 国民労務手帳法第七条ノ規定ニ依ル申立人又ハ関係人ハ国

民労務手帳審査会ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ事件ニ関スル

説明ヲ為スコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年八月一日

〔一―一三八〕 勅令第八百号

厚生省官制中改正

第一条 厚生大臣ハ人口ノ涵養、国民ノ保健、社会事業其ノ他国民

生活ノ保護指導及労務ニ関スル事務ヲ管理ス

第二条 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

人口局

衛生局

予防局

生活局

労働局

職業局

第三条 人口局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養及国民ノ保健ノ企画ニ関スル事項

二 体育運動、体力錬成其ノ他体育訓練ニ関スル事項

三 妊産婦、母子、児童及乳幼児ノ保護ニ関スル事項

四 其ノ他人口ノ涵養及国民ノ保健ニ関スル事項ニシテ他ノ主管

ニ属セザルモノ

第四条 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 医事及薬事ニ関スル事項

二 衛生資材ニ関スル事項

三 飲食物ノ衛生ニ関スル事項

四 環境衛生ニ関スル事項

第六条 生活局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 社会福利施設ニ関スル事項

二 救護及治療ニ関スル事項

三 衣食ノ指導ニ関スル事項

四 住宅ニ関スル事項

五 其ノ他国民生活ノ保護指導ニ関スル事項

第七条中第二号ヲ第三号トシ第三号ヲ第四号トシ第一号ノ次ニ左ノ

一 号ヲ加フ

二 労働能率ノ増進其ノ他労務管理ニ関スル事項

第七条ノ二ヲ第八条トシ第八条ヲ第九条トシ第九条ヲ第十条トス  
第十条ヲ第十一条トシ同条中「事務官専任二十五人」ヲ「事務官専任二十二人」ニ改ム

第十一条ヲ第十二条トシ同条第一項中「技師専任三十人」ヲ「技師専任二十七人」ニ改ム

第十二条ヲ第十三条トシ同条中「体育運動」ヲ「体育訓練」ニ改ム  
第十三条ヲ第十四条トシ同条中「専任百十八人」ヲ「専任百四人」ニ改ム

第十四条ヲ第十五条トシ同条中「技手専任二十一人」ヲ「技手専任十六人」ニ改ム

第十五条ヲ第十六条トシ同条中「体育運動」ヲ「体育訓練」ニ改ム  
第十六条ヲ第十七条トシ以下順次繰下グ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月二二日

〔一一三九〕 勅令第八七三号

労務統制委員会官制

第一条 労務統制委員会ハ厚生大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ国民ノ徵用、学校卒業者使用ノ制限、青少年雇入ノ制限、国民職業能力ノ申告及工場事業場技能者ノ養成其ノ他労務ノ統制ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

第二条 委員会ハ会長一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長ハ厚生次官ヲ以テ之ヲ充ツ

委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ左ニ掲グル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

一 関係各庁高等官

二 学識経験アル者

前項第二号ニ掲グル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ厚生大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 厚生大臣ハ必要ニ依リ委員会ニ部会ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部会ニ部会長ヲ置ク会長又ハ会長ノ指名スル委員之ニ当ル

部会ニ属スベキ委員及臨時委員ハ会長之ヲ指名ス

委員会ハ其ノ定ムル所ニ依リ部会ノ決議ヲ以テ委員会ノ決議ト為スコトヲ得

第六条 委員会ニ専門委員ヲ置クコトヲ得厚生大臣ノ奏請ニ依リ学

識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ハ会長ノ命ヲ承ケ専門ノ事項ヲ調査ス

第七条 委員会ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条 委員会ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場事業場技能者養成委員会官制及青少年雇入制限委員会官制ハ之ヲ廃止ス